

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長  
(鹿児島県教育委員会教育長)

社会保険の適用拡大に伴う被扶養者の認定取消し手続について (通知)

平成28年10月1日から短時間労働者の厚生年金保険及び健康保険(以下「社会保険」という。)の適用が拡大されたことに伴い、新たに社会保険に加入した被扶養者については、収入額に関わらず被扶養者の取消し手続が必要となります。

については、下記事項に留意の上、事務手続に遺漏のないよう組合員へ指導をお願いします。

記

1 社会保険の適用拡大に伴う加入対象者は、個々の労働条件や事業所等によって異なるため、事業所の担当者へ確認をすること。

※ 別紙「加入要件チェックリスト」を活用し、雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書等で加入要件を確認することができます。

2 社会保険に加入した場合は、速やかに次の書類を提出すること。

- (1) 被扶養者取消申告書〔整理番号10〕
- (2) 被保険者証(健康保険証)の写しなど、被保険者資格の取得日が確認できるもの
- (3) 当共済組合の被扶養者証、限度額適用認定証など交付されているすべての証
- (4) 国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届(20歳以上60歳未満の配偶者のみ)

※ 取消し手続が遅延した場合は、社会保険資格取得時までさかのぼって被扶養者資格を取り消すことになり、資格喪失後に被扶養者証を使用して診療等を受けていた場合は、後日共済組合が給付した家族療養費等を返納していただくこととなります。

問合せ先  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
公立学校共済組合鹿児島支部  
(鹿児島県教育庁総務福利課内)  
担当 年金給付係 上之藪  
TEL 099-286-5220

お手もとに雇用契約書や労働条件通知書、給与明細書などをご用意の上、以下をご確認ください。

**Q 1 以下の項目のうち、いずれか1つでも該当しますか？**

- 年金や医療保険の保険料を自身の給与から天引きされている。
- 現在、学生である。（夜間、定時制の方は除きます）
- 雇用期間が1年未満の予定。（更新の可能性のある方は除きます）
- 現在、75歳以上である。
- 勤め先の会社の従業員数（正社員など）は、500人以下である\*。

\*正社員の方など、すでに社会保険の対象となっている従業員の数でお答えください。  
当てはまるかどうか不明の場合は、勤め先の会社にお尋ねください。



新たに厚生年金保険や健康保険に加入する方ではありません

NO

**Q 2 1週間あたりの決まった労働時間は20時間以上ですか？**

※残業時間は含めません。あらかじめ働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）をご確認ください。

※なお、雇用保険に加入している方は「YES」へお進みください。



YES

**Q 3 1か月あたりの決まった賃金は88,000円以上ですか？**

※賞与、残業代、通勤手当などは含めません。  
あらかじめ決まっている賃金（所定内賃金）をご確認ください。

※契約書等で不明な場合は、例えば  
「時間給×Q2でみた労働時間×52週÷12か月」で計算します。



YES

**厚生年金保険・健康保険の加入対象になる可能性があります**

※70歳から75歳未満の人は健康保険の加入対象になる可能性があります

社会保険の適用拡大に伴う加入要件等については、厚生労働省のホームページで確認することができます。

厚生労働省ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>



←QRコードからも  
入れます。